平成25年6月5日

各　　位

会 社 名　ターボリナックスHD株式会社
代表者名　代表取締役社長　森蔭　政幸
（コード3777・JASDAQ）
問合せ先　取締役経営企画管理本部長
飯冨　康生
（TEL．03－5809－1850 ）

民事訴訟の控訴に関するお知らせ

当社は，平成25年5月30日付けで「民事訴訟の判決に関するお知らせ」で開示しましたように、当社に対して宿泊費等の支払い請求を求める訴訟について、東京簡易裁判所から支払い請求に関する判決の言い渡しを受けましたが、当社は平成25年6月5日付けで東京地方裁判所に対して控訴を提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．控訴の提起がなされた裁判所及び年月日
（１）　裁判所　　東京地方裁判所
（２）　控訴年月日　　平成25年6月5日

２．控訴を提起した者
被告（ターボリナックスHD株式会社）

３．控訴の内容
（１）　原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
（２）　被控訴人の請求を棄却する。
（３）　訴訟費用は、1、２審とも被控訴人の負担とする。

４．一審における訴訟の内容
平成24年4月から6月にかけて、「福島原発勇志隊」の山内氏他３名（以下「山内氏」という）が福島県郡山市の「ホテル・シーアンドアイ」（以下「本件ホテル」という）に宿泊し、宿泊料金の支払いが山内氏より行われていない。本件ホテルを営業している株式会社鈴木総合管理事務所（以下「原告」という）は、山内氏が、当社の社員であり、当社が宿泊料金を支払うとして長期宿泊契約を締結したとの認識で、当社佐藤社長（当時）等の当社社員の宿泊料金を含む３ヶ月分の宿泊料金743,800円の請求書を当社へ送付した。当社は山内氏と平成24年4月26日に「業務委託契約書」を締結し,福島県における除染作業を委託しましたが、当社が宿泊費等の経費を支払う条項はありませんでした。従って、当社に送付された請求書の内、当社社員（佐藤浩二代表取締役社長(当時)等）が宿泊した請求額については支払いをするが、その他の額については、山内

氏が支払い責任を負うものとして、当社は平成24年6月29日付けの内容証明郵便にて、当社社員宿泊分の請求書の送付およびそれ以外の額については当社に支払い責任がない旨を記載し、原告宛に郵送致しました。

しかしながら、原告は当社の主張に納得せず、宿泊費等の金743,800円の支払いを求める訴訟を提起しておりました。

5．一審の判決内容

（1） 被告（ターボリナックスHD株式会社）は、原告に対し59万0300円及び平成25年2月20日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

（2） 原告のその余の請求を棄却する。

（3） 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

（4） この判決は、（1）に限り、仮に執行することができる。

6．今後の見通し

控訴に関する事項につきましては、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以　上